

## 中国改正刑事訴訟法における公判前手続

李 建 仁

### 要 旨

本稿对中国刑事訴訟の審判前程序進行了概観分析。因偵查階段主要由公安機關負責、起訴審查階段由檢察機關負責。加上公・檢機關在審判前程序中不受司法審查制約、故審判前程序存在着以下問題：因公安機關与檢察機關在行使強制措施与專門性調查活動的權限時不受司法審查制約、故濫用職權的問題難于解決。在起訴審查程序上、因該程序缺少訴訟特征、且檢察機關自身有着偵查機關特性、故檢察機關難于持中立的立場進行客觀審查。因保障犯罪嫌疑人權利的程序極少、加上犯罪嫌疑人承担着「如实回答」的法律義務、故犯罪嫌疑人的人權得不到充分保障。因拘留、逮捕、起訴審查及補充偵查的期限合計可達到1年2個月以上、加上还可以利用取保候審・監視居住等強制措施控制犯罪嫌疑人、故從國際人權法的角度来看、犯罪嫌疑人受羈押、受控制的期限過長。

キ - ワ - ド.....強制措置 專門的調查活動 起訴審查

### 一 はじめに

中国の刑事訴訟法は、1979年に制定され、(以下、「旧刑訴法」という)、1996年に大規模な改正が行なわれた(以下、「改正刑訴法」という)。改正刑訴法は旧刑訴法と同様、刑事手続を担当する国家機関は公安機関、人民檢察院、人民法院であり、これらの機関は、刑事手続における「分担・協力・制約」の関係にあるとされる(中国憲法135条、旧刑訴法5条、改正刑訴法7条)。即ち、刑事手続は、公安機関、人民檢察院、人民法院の「分担・協力・制約」によって、実体的眞実を解明し、犯罪行為を罰するということを主たる目的としている<sup>1)</sup>。中国の刑訴法は、「分担・協力・制約」の理念の下で、公判前の手続には、人民法院が関与せず、捜査は公安機関及び人民檢察院の捜査部門が責任を負い、起訴審査は人民檢察院が責任を負うこととなる<sup>2)</sup>。因みに、中国の刑訴法は公安機関・人民檢察院に強力な権限を与え、人民檢察院は直接受理する事件の捜査及び起訴審査に伴う捜査について独自の権限で強制処分を行うことができる。公安機関が、長期間の拘束を行う勾留には人民檢察院の事前勾留承認が必要であるが(旧刑訴法39条、改正刑訴法59条)、逮捕、証人尋問、立保証、居住監視、検証、搜索、押収、鑑定等多くの強制処分について、人民檢察院の許可を得る必要がなく、公安機関が独自の判断で

行うことができるのである（旧刑法 3 条、改正刑法 3 条）。

本稿では、中国改正刑法における公判前の具体的手続を概観することを通じて、中国刑法の根底にある「分担・協力・制約」理念の問題点を検討することにする。

## 二 立件

中国では公訴前の手続は、立件・捜査・起訴審査という三つの段階から構成される<sup>3)</sup>。

立件（中国語「立案」）段階では、まず、犯罪の事実又は被疑者を発見した場合、如何なる組織及び国民も、公安機関・人民検察院・人民法院に対して通報又は告発する権利と義務を有している（改正刑法 84 条 1 項）。被害者は、その生命・身体又は財産上の権利を侵害された場合、公安機関・人民検察院・人民法院に対して通報又は告訴する権利を有する（改正刑法 84 条 2 項）<sup>4)</sup>。公安機関・人民検察院・人民法院は、通報・告訴及び告発があった事件をすべて受理しなければならない。管轄に属しない事件については、その事件の管轄機関に送致するとともに、通報人、告訴人及び告発人に通知しなければならない（改正刑法 84 条 3 項）。

旧刑法には、捜査機関が自ら捜査を開始する規定がなかった。改正刑法では、「公安機関又は人民検察院は、犯罪事実又は被疑者を発見した場合、管轄に従って立件し、捜査しなければならない」（改正刑法 83 条）という規定を新設した<sup>5)</sup>。しかし、公安機関・人民検察院・人民法院がこうして受理した事件も、直ちに捜査が開始されるわけではない。中国では、捜査が開始される前に、まず刑事事件の立件をしなければならない。即ち、公安機関・人民検察院・人民法院は、通報、告訴、告発及び自首があった場合、管轄に属する場合は、迅速に事件の審査を行い、犯罪の事実が存在し、刑事責任を追及する必要があると認めるときは、事件を「立件」しなければならない。逆に、犯罪の事実が存在しないか、又は犯罪の事実が著しく軽微で刑事責任を追及する必要がないと認めるときは、事件を「立件」せず、その理由を告訴人に通知する。告訴人は、不服があれば再審査を請求することができる（旧刑法 61 条、改正刑法 86 条）<sup>6)</sup>。立件段階では、任意処分が原則であり、強制処分を採ることができない。

旧刑法では、公安機関の不立件に対する監督の規定がなかった。改正刑法では、公安機関による不当な不立件に対する監督手続が設けられている。即ち、人民検察院は、公安機関が立件し捜査すべき事件であるのに立件せず、または捜査しなかった場合には、公安機関に対して立件しなかった理由を求めることができる。そして、公安機関が立件しなかった理由を人民検察院が容認しなかった場合には、公安機関はこれを立件しなければならない（改正刑法 87 条）。つまり、検察機関は公安機関による「不当な不立件」を監視し、適法な立件手続をコントロールしようとしているのである。しかも、このような公安機関に対する監督は検察機関が独自の判断で行えるばかりでなく、不立件を不当だと思った被害者が検察機関にそのことを申し出た場合にも、公安機関が立件しなかった理由を人民検察院が認めない場合、公安機関が立件

をしなければならないことになっている。

### 三 捜査

中国改正刑訴法に規定されている捜査(中国語「偵査」)とは、公安機関、人民検察院が、法律に従って証拠収集を行う専門的調査活動及びそれに関係した強制的措置である(改正刑訴法82条1項)。「専門的調査活動」とは、改正刑訴法第2編第2章に規定する被疑者、証人に対する取り調べ及び検証、搜索、押収、鑑定など証拠収集のことである。「強制的措置」とは、専門的調査活動の強制処分及び被疑者に対する強制措置のことである<sup>7)</sup>。

#### 1 捜査範囲

中国では、「分担・協力・制約」理念の下で、捜査機関による「専門的調査活動」及び「強制的措置」を行う場合には、排他的捜査権を規定している。即ち、犯罪を捜査する主な捜査機関は公安機関であるが、検察機関、国家安全機関<sup>8)</sup>、軍隊の保衛部門、監獄なども捜査権を持ち、これらの捜査機関は特定の刑事事件に関して捜査権限を有している。

旧刑訴法13条では、親告罪及び捜査する必要のない軽犯罪については人民法院が直接受理して調停することができた(旧刑訴法13条1項)。一方、業務上横領、公民の民主的権利を侵す犯罪、汚職犯罪及び他の人民検察院が直接受理する必要があると認める事件は、人民検察院が自ら立件し捜査を行う(旧刑訴法13条2項)。その他の事件は、すべて公安機関が捜査するという規定があった(旧刑訴法13条3項)<sup>9)</sup>。改正刑訴法では、人民検察院は訴訟過程における法律の監督機関であることから、捜査に積極的ではないという批判が存在し、旧刑訴法13条は次のように改正された。まず、法律に特別の規定のある場合を除いて、刑事事件の捜査は、公安機関が行うという原則を新設した(改正刑訴法18条1項)<sup>10)</sup>。又、国家公務員犯罪については、人民検察院が直接に捜査する権限を持つものとし、人民検察院の捜査権限を公務員犯罪に限定した(改正刑訴法18条2項)<sup>11)</sup>。更に、自訴事件について、人民法院が直接受理することができる規定を新設し(改正刑訴法18条3項)、人民法院が受理した自訴事件は、自ら勾留の決定、必要とされる検証、搜索、押収などの捜査活動を行うことができることとされた。その他、公安機関、人民検察院以外の捜査機関の捜査範囲も規定し、軍隊内の秩序維持部門は、軍隊内部に発生した刑事事件の捜査権限を持ち(改正刑訴法225条1項)、監獄内の犯罪事件について監獄が捜査の権限を持つこととなった(改正刑訴法225条2項)。

#### 2 強制措置

「強制措置」(中国語「強制措施」)とは、被疑者・被告人の逃亡及び犯罪の継続を防ぐため、人民法院、人民検察院、公安機関が被疑者・被告人に対して行う強制処分である。その目的は

証拠の収集・保全及び刑罰執行の保障であり、立件から刑の執行まですべての段階において被疑者・被告人を強制措置処分に付することができる<sup>12)</sup>。改正刑訴法 89 条では、捜査機関は、捜査範囲に従って立件した刑事事件について捜査し、証拠を収集し、取り調べなければならない。証拠を収集するために、現行犯または重大な犯罪事件の被疑者を、事前に逮捕することができる。勾留の要件を満たせば、被疑者を勾留しなければならないと規定し、被疑者に対する強制処分が捜査の原則となっているのである<sup>13)</sup>。

#### （1）逮捕

逮捕（中国語「拘留」）とは、公安機関が緊急の状況下で、現行犯及び重大な犯罪事件の被疑者に対して、改正刑訴法 61 条に規定されている 7 つの事由の一つがあれば事前に被疑者を逮捕することができ、人民検察院が直接受理する事件については、第 60 条、第 61 条第 4 項又は第 5 項に規定されている事由の一つに該当し、かつ人民検察院が逮捕の必要があると認めたときに決定を行い、公安機関に執行させる「強制措置」である<sup>14)</sup>。

中国では、逮捕前置主義を採っていないので、旧刑訴法では、公安機関は、「勾留すべき現行犯及び重大な犯罪嫌疑人」（旧刑訴法 41 条）について事前に逮捕できると規定し、逮捕は緊急の場合、現行犯及び重大な犯罪事件の被疑者のみに対する措置である。他方、緊急性がなく、現行犯及び重大な犯罪事件ではない場合には、被疑者は逮捕を経ずに勾留すべきであるとされている<sup>15)</sup>。逮捕期間について、旧刑訴法では、被疑者を逮捕してから 3 日以内に、人民検察院に勾留の承認審査を請求するものとし、特別の事由がある場合には、4 日間の延長が認められるとしていた（旧刑訴法 48 条 1 項）。しかし、旧刑訴法制定以後の実際の法運用は、公安機関が「勾留すべき」という要件が厳しすぎるという理由で、逮捕期間を守ることなく、「収容審査」という行政処分の制度を利用して、被疑者の身柄を拘束するという運用が行われていた<sup>16)</sup>。

「収容審査」が大きな社会問題となったため、改正刑訴法は、「収容審査」の部分内容を改正刑訴法 61 条に吸収するとともに、「勾留すべき」という逮捕要件を削除した。逮捕期間は、「収容審査」の廃止を前提に、連続犯罪事件或いは組織犯罪事件等の一定の重大な事件については、勾留承認審査の期間を 30 日に延長した（改正刑訴法 69 条 2 項）。また、人民検察院による勾留承認審査期間も、旧刑訴法の 3 日以内から 7 日以内と改正し（改正刑訴法 69 条 3 項前段）<sup>17)</sup>、被疑者の逮捕期間は、合計 37 日が可能となった。一方、人民検察院が自ら捜査する事件については、被疑者の逮捕期間は 10 日であるが、特別の事情がある場合、最大 4 日間の延長を認め、14 日間とした（改正刑訴法 134 条）。

#### （2）勾留

勾留（中国語「逮捕」）とは、一定の期間、法に基づいて被疑者・被告人の身柄を拘束して公

安機関の管轄する留置場に拘禁する最も厳しい強制措置である<sup>18)</sup>。

旧刑法では、勾留の要件は、主な犯罪事実がすでに捜査によって明らかとなっていること、被疑者又は被告人に対し懲役以上の刑を科する可能性があること、立保証又は居住監視等の方法によっては、社会への危険を防止するには不十分であること、勾留の必要性があることと規定していた(旧刑法 40 条 1 項前段)。実務上、「主な犯罪事実」が「捜査によって明らか」という勾留要件に基づいて被疑者、被告人を勾留することは極めて困難であり、「主な犯罪事実」が「明らか」な場合でも、論理的には捜査の終結段階に要求され、勾留の時点でこのような要求を行うのは非現実であるという指摘が捜査機関及び学者などから指摘された。改正刑法では、勾留要件は「主な犯罪事実がすでに捜査によって明らかとなる」を「犯罪事実を証明する証拠がある」と改正された。即ち、勾留の要件は、犯罪事実を証明する証拠があること、～ は旧刑法を同一の規定となっている(改正刑法 60 条 1 項)。

勾留の形式について、「被疑者又被告人の勾留は、人民検察院の承認又は人民法院の決定を経た上で、公安機関が執行しなければならない」とされている(改正刑法 59 条)。即ち、公安機関が勾留承認申請をしないときでも、人民法院或いは人民検察院は自ら被疑者の勾留を「決定」することもできる。つまり、中国勾留手続には三種類の形式がある。公安機関による勾留承認の請求を経ての勾留。この形式が基本的な勾留形式である。人民検察院自身が「決定」する勾留<sup>19)</sup>。人民法院の「決定」による勾留である<sup>20)</sup>。なお、これら三つの勾留形式は、すべて公安機関によって執行される。

勾留の具体的手続について、公安機関は、被疑者の勾留が必要と認められている場合、「勾留承認申請書」及び証拠資料と共に人民検察院に移送し、人民検察院はこれを審査し、必要がある場合は公安機関に担当者を派遣し、事件について討議に参加させることができる(改正刑法 66 条 1 項)。人民検察院は、勾留を許可する場合は、「勾留許可書」を作成し、これに基づいて公安機関の責任者が「勾留証」を発行し、直ちに執行する(改正刑法 68 条前段)。人民検察院は、勾留の必要がある被疑者又は被告人に対して、「重い病気にかかっている」などの事情がある場合、被疑者・被告人を立保証又は居住監視を付することができる(改正刑法 66 条 2 項)。一方、勾留不承認決定については、人民検察院はその理由を説明しなければならない、補充捜査をすべき場合は、公安機関に補充捜査をさせなければならない(改正刑法 68 条後段)。公安機関は、人民検察院の勾留不承認決定について、不服であると認めた場合は、再議を請求することができる。しかし、その場合には、一旦被疑者を釈放しなければならない。公安機関の請求が入れられなかった場合、一級上の人民検察院に再審査を請求することができる(改正刑法 70 条)。

旧刑法では、被疑者の勾留期間は原則として 2 カ月が限度であり、事件の内容が複雑である場合には、例外的に一級上の人民検察院の承認を得て 1 カ月延長することができる(旧刑法 92 条 1 項)。重大・複雑な事件に関しては、旧刑法 92 条 1 項の規定に従い、勾留を延長し

ても捜査を終結しえない場合、最高人民検察院は全国人民代表大会常務委員会に審理延期の承認を請求することができる」と規定されていた（旧刑訴法 92 条 2 項）<sup>21)</sup>。これに対して、改正刑訴法は、「収容審査」を廃止した代わりに、勾留期間を大幅に延長した。即ち、改正刑訴法は、旧刑訴法 92 条と同趣旨の規定（改正刑訴法 124 条、改正刑訴法 125 条）及び、「刑事事件処理期間に関する補充規定」1 条の規定を置いた上で（改正刑訴法 126 条）、被疑者に対して懲役 10 年以上の刑を科する可能性がある場合には人民検察院の承認を得て更に 2 カ月延長することができることとなり（改正刑訴法 127 条）、被疑者の勾留期間は最大で 7 カ月が可能となった<sup>22)</sup>。

### （3）「連行」

連行（中国語「拘伝」）とは、逮捕・勾留の必要のない被疑者・被告人に対して、被疑者・被告人の居住する市・県の指定する場所に連れて行き、取り調べを行うことであり、強制措置の中で最も軽微なものである（改正刑訴法 50 条）。その要件は明確に定められていないが、実務上、被疑者・被告人は公安機関、人民検察院、人民法院の召喚に対して正当な理由がなく出頭しない場合、或いは逃亡の恐れがある場合に（例えば、被告人を適時に法廷に出廷させる必要性などの理由により）行われている。また、召喚を経ずに事件の状況に応じて必要と認める場合にも行われていると言われている。

連行は、県以上の公安機関、人民検察院、人民法院の責任者の決定又は許可を経て、始めてこの措置を採ることができる。その執行には「連行状」の提示が必要である。旧刑訴法では、連行の回数制限がないため、捜査機関は連行の更新による被疑者取り調べを活用してきた。改正刑訴法では、捜査の適正化を図るため、連行の更新を認めず、連行の時間的制限も 12 時間以内に制限された（改正刑訴法 92 条 2 項）。

### （4）「立保証」・「居住監視」

「立保証」（中国語「取保候审」）・「居住監視」（中国語「監視居住」）とは、人民法院、人民検察院、公安機関が、被疑者・被告人の捜査・起訴審査・裁判などの刑事手続からの逃亡を防ぐために、被疑者・被告人の身柄拘束のいかんを問わず、改正刑訴法 51 条、60 条 2 項、74 条に規定されている条件を満たす場合に職権によって「立保証」・「居住監視」若しくは申請によって「立保証」・「居住監視」処分に付することができる制度である<sup>23)</sup>。「立保証」・「居住監視」の執行機関は、公安機関となる（改正刑訴法 51 条 2 項）。

「立保証」は、具体的には、保証人の提出或いは保証金の納付を担保として、被疑者取り調べの出頭、被告人の公判の出頭、そして許可を受けずに住んでいる市又は県を離れないこと、供述の口裏を合わせないこと、証拠の隠滅・偽造をしないこと、証人の証言を妨害しないことなど一定事項の遵守を保証させることによって、被疑者・被告人の身柄を拘束しない強制措置であるとされている（改正刑訴法 56 条 1 項）。旧刑訴法では、保証人による保証の規定があっ

て、保証金による保証の規定がなかった。しかも、立保証期間についての規定もない。改正刑訴法は、保証人による保証の場合、その期間は最長1年を超えてはならないと制限しているが（改正刑訴法58条1項）、保証金による保証の場合、保証金額の確定に関する法律の規定がなく、実務上では、被保証人の違法状況の度合い及び経済状況によって確定されている<sup>24)</sup>。被保証人が遵守する事項を違反したとき、既に保証金を支払っている場合は、その保証金を没収し、且つ状況により改悛誓約書を書かせ、或いは保証金を改めて支払わせ、新保証人を提出させる。被保証人が遵守する事項に重大な違反をした場合、立保証を中止し、居住監視又は勾留手続へ変更する。なお、立保証期間中に全く違反しなかった場合には、期間が満了した後、保証金を返還する（改正刑訴法56条2項）。

「居住監視」は、具体的には、保証人の提出或いは保証金の納付を必要としないが、被疑者取り調べの出頭、被告人の公判の出頭、そして許可を受けずに住所を離れないこと、定まった住所のない場合、許可を受けずに指定された居所を離れないこと、許可を受けずに他人に接見させないこと<sup>25)</sup>、供述の口裏を合わせないこと、証拠の隠滅・偽造をしないこと、証人の証言を妨害しないことなど一定事項の遵守を保証させることによって、被疑者・被告人の身柄を拘束しない強制措置であるとされている（改正刑訴法57条1項）。また、「立保証」処分に付する被疑者・被告人が保証人の提出、保証金の納付ができない者について適用される。旧刑訴法では、「居住監視」の期間について規定がなかった。改正刑訴法では、被疑者・被告人の自由の制限度合いは「立保証」より強いため、「居住監視」の期間は6カ月を超えることができないとされている（改正刑訴法58条1項）。被居住監視人が遵守する事項を違反したとき、特に情状が重い場合は、勾留する（改正刑訴法57条2項）<sup>26)</sup>。

一方、公安機関は、逮捕されている被疑者に対して、勾留の必要があるが、証拠がまだ不十分な場合、被疑者を「立保証」または「居住監視」処分に付することもできる（改正刑訴法65条）。また、人民検察院が勾留を承認しなかった場合、公安機関は執行状況を人民検察院に報告すると同時に、捜査を継続する必要性があり、かつ立保証又は居住監視の条件が認められた場合には、被疑者を立保証又は居住監視処分に付するための法的手続を取ることも可能である（改正刑訴法69条3項後段）。更に、被疑者・被告人の法定の逮捕・勾留の期限を超えたときは、被疑者側は強制措置の解除を請求することができる。この場合、人民法院、人民検察院又は公安機関は、被疑者・被告人を釈放するか、或いは強制措置を変更するかのいずれかをしなければならない（改正刑訴法75条）。即ち、被疑者・被告人の身柄拘束期限を超えたときは、人民法院・検察機関・公安機関が被疑者・被告人の身柄を釈放するか、或いは強制措置を変更するかのいずれかの処分をすれば違法にはならないので、これらの機関が被疑者・被告人をコントロールできるように、改正刑訴法が執行した以後にも強制措置を濫用する現象が存在する<sup>27)</sup>。

### 3 専門的調査活動

刑事手続では、証拠の種類を大別すると、人の口から得る供述証拠と、そうではない非供述証拠がある。性質上、前者は取調べ及び尋問によって収集され、後者は捜索・押収や検証・鑑定などによって収集されることになる。中国では、これらの証拠収集活動は「専門的調査活動」と呼ぶが、捜査機関の職権で行うことができるのは最大の特徴となっている。

#### （1）被疑者の取調べ

被疑者の「取調べ」とは、捜査機関の捜査官が被疑者に対して事件の解明のために質問を行う捜査活動であり、捜査活動の一部とされている。

中国刑事手続の目的は実体的真実の追究であるから、公安機関は、被疑者を逮捕してから、24時間以内に取調べを行わなければならない（改正刑訴 65 条前段）<sup>28)</sup>、被疑者を勾留してから、24時間以内に取調べを行わなければならない（改正刑訴 72 条前段）。被疑者の取調べに際しては、捜査官は2人以上でなければならない（改正刑訴法 91 条）。取調べに際して、捜査官の身分証明書の提示が必要である（改正刑訴法 92 条 1 項）。捜査官は、まず、被疑者の犯罪行為の有無を取り調べ、被疑者に有罪の情状についての陳述又は無罪についての弁解を行わせた後、質問をしなければならない（改正刑訴 93 条前段）。

一方、逮捕・勾留の必要のない被疑者については、被疑者が所在する市・県内の指定する場所に出頭を求めるか、又はその住所で取り調べを行うことができる。被疑者を所在する市・県内の指定する場所に出頭を求める手続として、召喚又は連行がある。召喚又は連行の持続時間は、最長 12 時間を超えてはならないので、この場合の被疑者取り調べの制限時間も 12 時間を超えてはならないとされている（改正刑訴法 92 条 2 項）。

中国では、被疑者の供述拒否権が認められないので、被疑者は、捜査官の質問に対し、「事実のままに答えなければならない」（中国語「应当如实回答」）という規定が旧刑訴法、改正刑訴法を通じて強調されてきた（旧刑訴 64 条、改正刑訴 93 条）<sup>29)</sup>。ただ、中国法でも「被疑者は、捜査官の本件との関係のない質問に対しのみ、回答を拒否する権利がある」ことを認められている（旧刑訴 64 条後段、改正刑訴 93 条後段）。このことを、中国の刑訴法も、限定的ではあるが供述拒否権を認めているとの指摘があるが、中国では、長期間施行した刑事政策として「自白したら軽い刑に従い、供述を拒否する場合には重い刑を処する」（中国語で「坦白從寬、抗拒從嚴」）という慣行が存在するのであって、被告人・被疑者に対し、罪を否認する者には嚴罰を与えることであるから、被告人・被疑者が捜査官の本件との関係のない質問に対しても、回答を拒否することはできないであろう<sup>30)</sup>。

#### （2）取調べに対する制限

中国では、歴史的には、自白がなければ有罪とすることができなかった。そのため、犯罪嫌



疑人に対する取調べに際して拷問は許されてきた。しかし、現行の刑訴法では、「すべての刑事事件に対する判決は証拠を重んじ、自白を軽々しく信じてはならない。被告人の供述があるだけで、その他の証拠がない場合には被告人を有罪として刑を科することができない。被告人の供述がなくとも、証拠が確実である場合には、被告人を有罪と認定し、刑罰を科することができる」と規定し（改正刑訴 46 条）、自白に限らず、証拠があれば有罪とすることができる。そのため、裁判官・検察官・捜査機関の捜査員がいずれも法に定める手続に従って、被疑者又は被告人の有罪若しくは無罪又は犯罪状況の軽重を十分に立証できる各種の証拠を収集しなければならないが、拷問による自白の強要並びに脅迫、誘引、欺瞞又はその他の違法な方法による証拠収集を禁止し（改正刑訴法 43 条）、「拷問による供述の強要、脅迫、誘引、欺瞞等の違法な方法で採取した証人の証言、被害者の陳述及び被告人の供述は、調査によって明らかになった場合、これらの証拠は事件を確定する根拠としてはならない」（『中華人民共和国刑事訴訟法を執行する解釈』61 条）となっている。しかし、違法な手続によって収集された証拠が客観的真実であれば、収集手続が違法かどうかを問わず、その証拠の証拠能力が認められているから、拷問などの違法捜査が跡を絶たない<sup>31)</sup>。

### （3）証人尋問

中国では、事件の状況を知る者は、証言をする義務がある（旧刑訴 37 条、改正刑訴 48 条）。公判前段階の証人尋問について、検察機関・警察機関が人民法院に対して証人尋問を請求する必要がなく、検察・警察の職権で証人尋問を行うことができる<sup>32)</sup>。捜査官による証人尋問は、証人の勤め先又は証人の住所で行うことができる。その場合、捜査官は、捜査官の身分証明書の提示しなければならない。必要があれば、証人に通知して、人民検察院又は公安機関で証言させることもできる（改正刑訴法 97 条 1 項）。証人を尋問するときには、証人は事実のままに供述しなければならないが、供述しないか或いは虚偽の供述をした場合には、証人が法的責任を負わなければならない（改正刑訴法 98 条 1 項）。即ち、中国の改正刑訴法は、被疑者が真実の供述義務があるのみならず、証人も真実の供述義務を負っているのである。

### （4）非供述証拠の収集

非供述証拠の捜査について、捜査機関は、犯罪に関係のある場所・物・身体・死体について検証又は検査を行い（改正刑訴法 101 条）<sup>33)</sup>、死因不明の死体を解剖し（改正刑訴法 104 条）、被害者、被疑者の身体検査を行い（改正刑訴法 105 条）、鑑定の必要がある場合には、専門知識を持つ者を指名、派遣、招聘して鑑定させることができ（改正刑訴法 119 条）<sup>34)</sup>、被疑者又は犯罪の証拠を隠滅する恐れのある者の身体・物・住居及びその他関係ある場所について捜索し、証拠を押収することができる（改正刑訴法 109 条、114 条 1 項）。また、公安機関は、勾留すべき被疑者が逃亡中の場合、指名手配状を発付することができる（改正刑訴法 123 条 1 項）<sup>35)</sup>。

これらの捜査活動は、人民法院の発する令状は必要でなく、検証又は身体検査を行うときは、人民検察院又は公安機関自ら発する証明書を所持し（改正刑訴法 103 条） 捜索を行う場合、捜索を受けた者に対し、人民検察院又は公安機関自ら発する捜索状を提示し（改正刑訴法 111 条 1 項）<sup>36)</sup>、或いは押収証を交付するなどの方式によって行うことができる（改正刑訴法 115 条）。

人民法院、人民検察院、及び公安機関が物的証拠の捜査を行うにあたっては、関係する国家机关、企業、事業体、個人などから証拠を収集・調査することができる。これらの関係者は、ありのままに証拠を提出しなければならず（改正刑訴法 45 条 1 項） 証拠を偽造し、隠匿し、又は隠滅した者は、法的責任の追及を受けなければならないので（改正刑訴法 45 条 3 項、110 条） 捜査への協力義務を国民に負わせることを意味する。

#### 4 捜査の終結

旧刑訴法では、捜査を終結した事件について、公安機関は、起訴意見書又は起訴猶予書を作成して、事件の関係資料、証拠物と共に同級の人民検察院に送致し、人民検察院が起訴審査し、起訴・不起訴若しくは起訴猶予の決定を行うこととなった<sup>37)</sup>。旧刑訴法の下では、実務上、人民検察院が公安機関から送致した事件のかなりの部分を不起訴、或いは公安機関に補充捜査を求める決定を行っていたため、改正刑訴法は、刑事手続の円滑な遂行を図るために、公安機関の内部で捜査部門と予備審査部門を設けて、捜査部門が捜査を終結した事件について予審部門に移送し、予審部門が証拠などを再検討し、人民検察院に起訴審査を請求するか否かを判断することとした（改正刑訴法 90 条）<sup>38)</sup>。即ち、捜査の過程において、被疑者の刑事責任を追及すべきではないことが判明したときは、事件の立件を取り消さなければならず、被疑者が既に勾留されているときは直ちに釈放し、釈放証明を発行すると共に、勾留を承認した人民検察院に通知しなければならない（改正刑訴法 130 条）<sup>39)</sup>。しかし、犯罪事実が明らかで、証拠が確実な場合、起訴意見書を作成して、事件の関係資料、証拠物と共に同級の人民検察院に送致し、人民検察院に起訴審査の請求をしなければならない（改正刑訴法 129 条）。

#### 四 起訴審査

中国では、捜査が終結した事件について、直ちに公訴を提起するか否かを定めることがなく、起訴審査手続を経ないと公判手続に入ることができない。起訴審査手続とは、公安機関が捜査を終結した後、人民検察院に移して起訴審査を求める事件及び人民検察院の捜査部門が自ら捜査を終結した事件について、人民検察院の起訴審査部門が、被疑者の被疑事実に関する証拠などを改めて全面的に審査し<sup>40)</sup>、被疑者を人民法院の審判に付するか否かを決定する訴訟手続である（改正刑訴法 136 条）<sup>41)</sup>。この手続は、「予審」法廷を設置することなく、人民検察院が独自で行う手続である<sup>42)</sup>。人民検察院が必要と認めるとき、公安機関に公判のための必要な証拠

資料の提供を要求することができる(改正刑訴法 140 条 1 項)<sup>43)</sup>。また、人民検察院は、公安機関から送致された起訴審査事件の審査にあたって被疑者を取り調べなければならず、被害者及び被疑者の依頼する者の意見にも調取しなければならないとなっている(改正刑訴法 139 条)

## 1 起訴審査期間

人民検察院による起訴審査の期間は、1 カ月以内に終了し、決定を下さなければならない。しかし、重大で、複雑な事件については半月間延長をすることができる(改正刑訴法 138 条 1 項)。そして、人民検察院は被疑者の犯罪事実を証拠に基づき確認したと認めるときには、裁判管轄に従って、公訴の提起をしなければならない(改正刑訴法 141 条)。人民検察院は被疑者に改正刑訴法 15 条の規定する事由の一つがある場合は、不起訴の決定を行わなければならない(改正刑訴法 142 条 1 項)。犯罪の状況が軽く、刑法の規定に基づいて刑を科する必要がなく、或いは刑を免除するものがあれば、不起訴の決定を行うこともできる(改正刑訴法 142 条 2 項)。しかし、犯罪事実がはっきりせず、証拠が不十分な場合、検察機関は、補充捜査の必要な場合には、自ら捜査を行うか、或いは公安機関に差し戻し、補充捜査をさせることのいずれかの方法を採用することができる(改正刑訴法 140 条 2 項)<sup>44)</sup>。補充捜査は 1 カ月以内に終了しなければならない。旧刑訴法では、補充捜査の回数制限についての規定がなかったが、改正刑訴法は、補充捜査の回数は特に 2 回を限度とし、補充捜査が終了して人民検察院に送致したときは、人民検察院による起訴審査の期間は改めて起算する(改正刑訴法 140 条 3 項)。即ち、補充捜査は 2 回までできるから、起訴審査もそれに対応して 3 回までできる(改正刑訴法 138 条 2 項)。しかも、事件の管轄が変更された場合、起訴審査の期限は変更された日から起算するので、起訴審査の期間は 4 カ月半以上が可能となった<sup>45)</sup>。

## 2 人民法院による審査の廃止

公訴を提起した事件について、改正刑訴法には、不当な起訴に対する救済の規定がない。一方、旧刑訴法には、人民法院が法廷を開く前に、当該事件について審査する制度があった。この制度は、予審法廷を構成して審理するのではなく、「裁判委員会」のメンバ - または法廷の廷長など数名の裁判官が人民検察院から送られてきた書類を審査することであった。人民法院は、人民検察院から提出された事件に関する資料を審査し、必要と認めるときは、自ら検証、身体検査、搜索、押収及び鑑定などの強制処分を行うことができた(旧刑訴法 109 条)。人民法院は、審査の結果、以下の判断のうちのいずれかを下すこととされていた。即ち、「犯罪の事実が明白であり、証拠が十分である」と判断するとき、法廷を開くことの決定、「主な事実がはっきりとしない、証拠がまた不十分である」と判断するとき人民検察院に補充捜査の請求、「刑罰を科す必要がない」と判断するとき、人民検察院に対する起訴の取り消しを請求できる(旧刑訴法 108 条)。

以上のやり方は、法廷が開かれたときに、人民法院はすでに自ら当該事件の犯罪性を確信していることを意味し、公正な裁判を行うことができないという批判が強まったことを受けて、改正刑訴法は、旧刑訴法 109 条を廃棄すると共に、旧刑訴法 108 条に関する規定を改めて、「人民法院は、公訴が提起された事件を審査した後、起訴状に明らかな犯罪事実の記載があり、且つ証拠の目録、証人名簿及び主な証拠のコピ - 文書又は写真が付されている場合には、法廷を開くことを決定しなければならない」と規定し（改正刑訴法 150 条）以前のような人民検察院に対する補充捜査や起訴取り消し請求の制度を廃止した。即ち、人民法院による公訴事件の審査を廃棄した点では、改正刑訴法は旧法よりも人民法院の中立を重視したとみることができよう。

### 3 不当な不起訴の救済

公訴を提起しない事件について、改正刑訴法では、不当な不起訴に対する救済のため、次の三つの制度が設けられている<sup>46)</sup>。

その一は、公安機関が人民検察院に対し再度審理請求権を持っていることである。人民検察院が不訴追の決定をした場合に、公安機関が「不起訴の決定が誤りであることを認めるとき、再度の審理を求めることができる」というものである（改正刑訴法 144 条）。しかし、これは捜査機関である公安機関の不服を救済するものであるから、被疑者等の人権を守るという目的のためには、あまり役立つものではないといえよう。

その二は、被害者の訴追請求権制度である<sup>47)</sup>。被害者のある事件について、被害者が人民検察院の不起訴決定に対して不服の場合、不起訴の決定書を受け取った日から七日以内に、一級上の人民検察院に申し立て、公訴を提起するよう請求ができるという制度である（改正刑訴法 145 条前段）。しかも、人民検察院が不起訴の決定を維持する場合には、被害者は自ら裁判所に対して起訴することができるのである。また、被害者は一級上の人民検察院への申し立てを経ず、直接に人民法院に起訴することもできる。人民法院が事件を受理した後、人民検察院は、事件に関する資料を人民法院に移送しなければならない（改正刑訴法 145 条後段）。改正前の旧法では、不起訴決定に不服な被害者は「一級上の人民検察院に不服申し立てをすることができる。人民検察院は再審査の結果を被害者に告げなければならない」とするのみで、不起訴の決定が維持された場合の被害者の私人訴追権は認められていなかった。この点で、今回の改正は被害者の救済に大きな道を開いたことになるといえよう。

その三は、被疑者の訴追請求権制度である。人民検察院は、不起訴とされた被疑者に対して「労働矯正」などの行政処分を課することが必要と認めるときは、人民検察院の「意見」を付して、関係する捜査機関に移し、処理させることができる（改正刑訴法 142 条 2 項）。この規定によって行った不起訴の決定に対し、不起訴とされた被疑者が不服の場合には、不起訴の決定書を受け取った日から七日以内に検察機関に申し立てを行うことができる。人民検察院は、被疑

者の請求があった場合、再審査し、その再審査の決定を不起訴とされた被疑者に告知すると共に、捜査機関に通知しなければならない制度である（改正刑訴法 146 条）<sup>48)</sup>。

## 五 被疑者の弁護

中国では、被疑者は「黙秘権」、「勾留理由開示請求権」、「証拠保全請求権」などの権利がない。旧刑訴法では、被疑者の弁護人選任権を認めず、弁護士などの弁護人による刑事弁護活動ができるのは、およそ法廷が開かれる 7 日前のことであった。改正刑訴法では、被疑者の地位を改善するため、公訴前の被疑者弁護を 2 段階に分けて認めた。第一段階では、弁護士の関与を認めたが（改正刑訴法 96 条）、被疑者への権利の告知に関して、改正刑訴法には規定がない。しかし、「公安機関の刑事事件処理の手續に関する規定」36 条では、改正刑訴法より進んで、改正刑訴法 96 条の権利を被疑者に告知しなければならないと規定された。

第二段階では、弁護人による弁護活動の始期を繰り上げて、公訴事件について逮捕・勾留段階が終わって公安機関が起訴審査を請求した時点から、弁護人による弁護活動ができるようになった。（改正刑訴法 33 条 1 項前段）また、被疑者の弁護人選任権の告知を義務付ける条文も新設した（改正刑訴法 33 条 2 項前段）<sup>49)</sup>。更に、起訴審査段階では、弁護士の権限について具体的に規定し、弁護士の権限が強化された（改正刑訴法 36 条 1 項、37 条 1 項、2 項）。捜査段階から被疑者が弁護人選任権を持つことは、中国の被疑者権利保障における重大な変化であると言える。一方、弁護士の違法行為禁止規定が新設された（改正刑事訴訟法 38 条 1 項、改正刑訴法 306 条）。即ち、弁護士の違法行為禁止規定の新設によって、弁護士が依頼者の権利を弁護する前に、自身の行為の適法性を主張せざるをえなくなるのである<sup>50)</sup>。

## 六 終わりに

既に述べた如く、中国で 1979 年に制定された刑事訴訟法は 1996 年に改正がなされた。改正された刑事訴訟法は、「収容審査」の廃止、強制措置の改正、無罪推定原則の導入及び被疑者の弁護人選任権の部分導入など重要な改正を行った<sup>51)</sup>。しかし、改正刑訴法は、「分担・協力・制約」の理念を維持したため、公判前手續の基本構造の変化が見られず、次の問題点がある。

その一は、令状主義を採らないことである。即ち、中国の刑訴法は、公判前には人民法院などの第三機関の手續関与が認められず、多くの強制処分は、人民検察院・公安機関が独自の判断で行使できる。このような強大な権限を有して刑事事件を処理する場合に、意識的、無意識的にその権限を逸脱し、それによって人権を侵害しがちである。その二は、起訴審査の構造上の問題である。起訴審査手續は、人民検察院が独自で行う手續であるため、その非公開性が問題となる。また、人民検察院は、捜査機関の機能を持っているので、起訴審査に際して、常に

訴追の成功を追及し、中立の第三者の立場で客観的な審査することは困難である。その三は、被疑者の権利保障が不十分である。中国旧刑訴法の下では、被疑者の権限は無に等しいのに対して、改正刑訴法は、被疑者の弁護人選任権を部分的に導入した。しかし、日本刑訴法のような「黙秘権」、「勾留質問」、「勾留理由開示手続」、「準抗告手続」など被疑者の権利を保障するための重要な手続がない。また、アメリカの「人身保護令状」(the writ of habeas corpus)のような不当な拘禁に対する司法的救済制度及び被疑者に対する救済機関も存在しないため、被疑者の人権が十分に保障されているとは言い難い。その四は、被疑者身柄拘束の長期化である。中国では、法が認める被疑者の公訴前の身柄拘束期間は、逮捕・勾留・起訴審査・補充捜査を合算して被疑者は最大で約1年2カ月余身柄拘束されうるとされているので、国際的見地から見ても最長の部類に入ることを認めざるを得ない<sup>52)</sup>。

結論として、中国改正刑訴法は刑事手続の適正化を図る意図があることは否定できないが、司法審査制度など刑事手続の公正さを保障するための必要な制度がないので、中国の公判前の手続は、糾問的であることを認めざるを得ない。即ち、中国の歴史は専制的な政治制度が極めて長期間にわたって続いたため、そのような歴史の背景の下では、欧米法を積極的には継受せず、また独自の伝統的な律令法文化の影響が強いので、「理念」の変化は決して簡単なことではない。しかし、中国刑訴法の改正に伴って被疑者弁護人制度の部分的導入、「収容審査」の廃止など刑事手続の適正化が図られたことから、変革中の中国刑訴法を見ていると、適正な手続を重点に置く刑事司法制度の改革がせまられると予測される。その際、人権保障と実体的真実の追求の両面から規制する日本の刑事訴訟制度は、十分に参考に値すると考えられる。

紙幅が限られているために、日本の刑事訴訟制度との比較検討ができなかったが、その点については、今後の課題としたい。

< 注 >

- 1) 「分担」とは、捜査は公安機関及び人民検察院の捜査部門が責任を負い、法律監督・勾留の承認・起訴審査及び公訴の提起は人民検察院が責任を負い、裁判は人民法院が責任を負うこと、改正刑訴法18条に規定されている事件の受理範囲であること。「協力」とは、公安機関、人民検察院、人民法院の三機関が、お互いに協力して実体的真実を解明し、犯罪行為を罰することをいう。「制約」とは、人民検察院による公安機関の不立件に対する監督権限を持つこと、公安機関が人民検察院の不起訴決定に対し再度審理請求権を持つことなど、お互い制約の関係にあることをいう。劉家琛編『新刑事訴訟法条文釈義』(人民法院出版社、1996年、16頁)を参照。
- 2) 中国の刑事裁判の理念について、徐益初『刑事裁判の理念』(徐益初・井戸田侃編『現代中国刑事法論』法律文化社、1992年、134頁)を参照
- 3) これに対し、日本の刑事手続は、捜査段階と公判段階の二段階から構成される。自由国民社編『図解による法律用語辞典』(1994年、158頁)。
- 4) 通報と告訴・告発の違いは、被疑者が発見されるか否かにある。被疑者が発見されていない場合は「通報」となり、被疑者が発見された場合は「告訴」・「告発」となる。劉・前掲注(1)219頁を参照。
- 5) 古くから、中国における裁判原則の一つは「不告不理」(訴えなければ裁判なし)であった。裁判は、一般の犯罪については、被害者または一般人の告発により、官吏の犯罪については、官吏に対する監督の監察官の検挙によって開始されるのを原則とした。重大な犯罪について例外として、官民に告発の義

務があった。例えば唐律では、重大な犯罪が行なわれたときは、犯罪嫌疑者の親族や地元の官吏などには告発の義務があった。但し誣告の場合は「反坐」し、その告発が誣告であることが判明した時には、誣告した者は罰を受けなければならなかった。中国旧刑法には、捜査機関が自ら捜査を開始するという規定はなかった。その理由は、中国の伝統的な裁判原則である「不告不理」による影響だと考えられる。

- 6) 日本の場合、捜査は、被害届け・告訴・告発・自首などを端緒として始められる。警察独自の活動によるものは、全認知件数の10%程度である(田口守一編『資料刑事訴訟法 [改訂版]』、成文堂、1999年、39頁)。告訴は被害者ないしそれと一定の関係にある者の権利であり、告発はすべての人に与えられた権利である(日本刑法230条、231条、239条1項)。告訴・告発等が行われたときは、司法警察職員は速やかにこれに関する書類及び証拠物を検察官に送付しなければならない(日本刑法242条、245条)。更に検察官は、告訴、告発又は請求のあった事件について、公訴を提起し、又はこれを提起しない処分をしたとき、或いは公訴を取り消し、又は事件を他の管轄に送致したときは、速やかにその旨を告訴人、告発人又は請求人に通知しなければならない(日本刑法260条、261条)。一方、捜査は司法警察職員または検察官が犯罪の嫌疑があると思料するときにも開始される(日本刑法189条2項、191条)。その犯罪の嫌疑があると思うにいたった理由を問わない。警察職員が捜査を開始したときは、逮捕した被疑者を直ちに釈放した場合(日本刑法203条)等特別の定めがある場合を除き、その書類及び証拠物とともに検察官に送付されなければならない(日本刑法246条)。
- 7) 捜査の概念について、卞建林主編『刑事訴訟法』(法律出版社、1997年、290頁)、孫碗鐘・張春生・吳念祖・邱德新主編『中華人民共和國法律叢書全書』(中国言実出版社、1996年、3120頁)を参照。
- 8) 国家安全機関は、1983年に公安機関から分離して設置され、その捜査範囲は、「国家の安全に危害を及ぼす刑事事件」であり、国家安全機関の捜査活動において、「公安機関と同様の職権を行使する」(改正刑法4条)。
- 9) 中国の公安機関は、日本の警察機関に相当するが、日本のような特別司法警察職員に相当するような制度、組織は存在しない。谷口清作「中国警察(公安機関)の現状と犯罪捜査関係法令運用上の諸問題」(警察大学校編集『警察学論集』、立花書房、2001年12月、42頁)。公安機関は、独自の権限で被疑者の逮捕、検証、押収、証人尋問などを行うことができ、実際の犯罪捜査の大部分は公安機関が行っている。また、公安機関は「立保証」又は「居住監視」を受けた者の監視、戸籍行政の管理、交通の管理、犯罪防止活動、「治安管理」、「労働教養」などの業務も行っているため、日本の警察よりも遥かに広範な範囲業務を担当している。
- 10) 改正刑法8条では、人民検察院が法律監督権を有すると規定している。この規定は、人民検察院が勾留の承認、起訴審査などを通じて公安機関の捜査活動が適法であるか否かについて監督を行うものであり(人民検察院組織法5条)公安機関に対する捜査の一般指示・指揮権は有していないとされている。谷口・前掲注(9)47頁を参照。
- 11) 改正刑法では、捜査範囲を明確すると共に人民検察院の捜査範囲は旧法より縮小し、人民検察院は国家公務員に絡んだ犯罪事件以外の刑事捜査の監督責任を専念させる狙いがあるとされている。
- 12) 中国では、被疑者の身柄確保の強制処分は「強制措置」と呼ぶが、被疑者の強制措置として、身柄を拘束する強制措置と自由を制限する強制措置がある。身柄を拘束する強制措置として「逮捕」、「勾留」があり、自由を制限する強制措置として「連行」、「居住監視」、「立保証」がある。
- 13) 改正刑法89条など捜査に関する規定は、人民検察院・国家安全機関及び他の捜査機関にも適用される(改正刑法4条、225条)。
- 14) 中国では、逮捕権者は公安機関だけではなく、現行犯及び準現行犯、指名手配中の者、脱獄した者、現に追跡されている者が発見された場合には、すべての国民は直ちにこれらの者を捕まえて、公安機関、人民検察院、人民法院に引き渡して処理させることができる(改正刑法63条)。
- 15) 中国刑法では、逮捕の種類については特に規定されていない。中国刑法の逮捕は日本法で定められている「現行犯逮捕」と「緊急逮捕」に類似するが、日本刑法に定められている「通常逮捕」は中国の逮捕手続にも含まれていない。拙著「被疑者身柄拘束の法的規制」(『現代社会文化研究』第17号、新潟大学大学院現代社会文化研究科、2000年3月、100頁)を参照。
- 16) 「収容審査」という制度は、刑法上の規定ではなく、公安機関の内部規定であり、この制度の主な機能は、被収容者に対し、収容期間の間に犯罪の事実がまだはっきりしない場合、被収容者の身柄を引き続き拘束できるという制度であった。この制度は実質的に刑事手続による身柄保全処分と区別しがたいにも拘わらず、刑法上の適用を受けないということであって、法形式上「収容審査」措置の決定と執行が公安機関の自由裁量に委ねられていた。実際には、被収容者の身柄拘束期間は最長7年に及んだ例があった。木間正道『現代中国の法と民主主義』(劉草書房、1995、175頁)を参照。
- 17) 旧刑法では、人民検察院が勾留を承認しない場合、公安機関は直ちに被疑者を釈放しなければなら

- らないという規定だけであるが（旧刑法 48 条 1 項後段）、改正刑法では、公安機関が人民検察院の判断を誤りがあると認めた場合、再請求を行うことができる。但し、被疑者を釈放しなければならない。公安機関の主張が受入れられない場合には、一級上の人民検察院に再審査を請求することができる（改正刑法 70 条）。しかし、捜査を継続する必要性があり、かつ立保証又は居住監視の条件を満たしている場合には、立保証又は居住監視の法的手続を取ることも可能になった（改正刑法 69 条 3 項後段）。
- 18) 日本では、公訴の提起によって被疑者は被告人となるが、中国の旧刑法では、公判前の被疑者と公判段階の被告人との区別がなく、身柄が拘束された者は直ちに被告人と見なされていた。改正刑法では、公訴事件において、公判前では被疑者、公判段階では被告人という明確な区別がなされることとなった。一方、自訴事件については、被害者は直接人民法院に起訴する権利を有し、被害者は直接人民法院に起訴する場合、人民法院は事件を受理しなければならない（改正刑法 88 条）、人民法院が受理した事件について「立件」する場合には、容疑者は被告人となる。
- 19) 人民検察院による「決定」する勾留とは、人民検察院が自ら捜査を行い、国家公務員に絡んだ犯罪事件について被疑者の勾留を「決定」することである。
- 20) 人民法院による「決定」する勾留とは、自訴事件の被告人である場合及び公訴事件の被告人が拘禁されていない場合には、人民法院が勾留を「決定」することである。一方、自訴事件の場合、人民法院は、被疑者の逮捕する手続を経ず、直接に勾留する手続を取ることになっている。
- 21) 旧刑法制定後、犯罪の多発に対応して、1984 年 7 月に「刑事事件処理期間に関する補充規定」が出され、「補充規定」1 条によると、組織犯罪による事件、広域犯罪事件、交通不便な辺境地区における重大かつ複雑な事件について、旧刑法 92 条に定めた身柄拘束期間内に捜査を終えることができないときは、被疑者身柄拘束期間の制限は、省・自治区・直轄市人民検察院の承認を得て 2 カ月延長することができるようになった。即ち、被疑者の身柄拘束期間の制限が 1984 年 7 月の時点からかなり緩和されていた。しかし、緩和された被疑者身柄拘束期間の制限にも拘わらず、実際の法の運用においては、刑法の規定を無視し、「収容審査」という「行政措置」の規定を利用して被疑者を長期間に拘束するケースが少なくなかった。李・前掲注（15）108 頁参照。
- 22) 法定の起訴前被疑者身柄拘束期間は、事情によっては更に長期化されることがありうる。新設された改正刑法 128 条によれば、捜査期間の間に被疑者が別の事件が発覚した場合には、上述の勾留期間は別罪が発覚した日から起算される。また、被疑者が真実の氏名、住所を言わず、身元が不明であるときには、身柄の拘束期間は、その者の身元が判明した時点から起算する。その為、既に身柄を拘束されている者について別の刑事事件が発覚した場合や身元が判明した場合には、既にそれまでに身柄が拘束されていたにも拘わらず、その時点から改めて身柄拘束期間が起算される。李・前掲注（15）109 頁参照。
- 23) 改正刑法 51 条が「立保証」の要件を規定しているが、実際の法運用の要件は次のようである。軽犯罪及び懲役 3 年以下の刑罰を科する可能性があり、かつ立保証に付したとしても社会への危険性がない者、累犯及び前科がない者、刑事訴訟を妨害する可能性のない者、逃亡・自殺及びその他の犯罪活動を行う恐れがない者、定まった住所のある者、被告人が重い病気に掛かっている場合、又は妊娠中若しくは 1 歳未満の子に授乳中の女性、身柄拘束期限を超えた者となっている。劉・前掲注（1）129 頁参照。
- 24) 日本の現行法は、被疑者に対する保釈の制度がない。勾留中の被告人だけが保釈を許される。即ち、保釈の請求があったときは、日本刑法第 89 条の第 1 項から第 6 項までの場合を除いて許さなければならない（日本刑法 89 条）。しかし、被告人は、第 96 条 1 項の規定を守らない場合には、検察官の請求により、又は職権で、保釈を取り消すことができる。「保釈を取り消す場合には、裁判所は、決定で保証金の全部又は一部を没取することができる」（日本刑法 96 条 2 項）。
- 25) 「他人」について、改正刑法には、具体性がなく、そのため「公安規定」97 条では、「他人とは、共同居住している者、依頼をした弁護士以外の者を言う」と規定している。谷口・前掲注（9）49 頁。
- 26) 旧刑法の下で、特に大きな問題は、公安機関が「居住監視」の対象者を公安機関の管轄する収容所、看守所、拘留所などの施設に拘禁し、被「居住監視」者を拷問によって取調べるなど、被疑者の人権を甚だしく侵害したことであった。また、法形式上、「居住監視」の決定と執行が公安機関の自由裁量に委ねられ、しかも「居住監視」の期間に関する規定がないため、被「居住監視」者の身柄拘束期間が短くて数月、長くて 1 年以上に及んだ例があった。邱興隆「遷程序以正義 刑事司法的誤区」（『中国律師』1999 年 11 月、57 頁）を参照。
- 27) 邱興隆「遷程序以正義 刑事司法的誤区」（『中国律師』1999 年 11 月、60 頁）を参照。
- 28) しかし、逮捕すべきでないと判明したときは、直ちに釈放しなければならない。勾留を必要としながらも証拠がまだ十分でない者に対しては、立保証、居住監視をさせることができる（改正刑法 65 条後段）。また、勾留すべきでないと判明したときは、直ちに釈放しなければならない（改正刑法 72 条後段）。



- 29) 中国では、伝聞証拠その他による証拠能力の制限はないから、起訴前段階の供述調書或いは出頭していない証人の証言記録、鑑定人の鑑定結果、検証調書及びその他の証拠となる書類は、たとえ被告人が同意しなくても、法廷で朗読させれば、「証拠」として認められている。
- 30) 自白は依然として重要な証拠であるが、日本法は慎重な規制を設けている（日本憲法 38 条 1 項、2 項、3 項、日本刑訴法 319 条 1 項）。即ち、自白には、任意性に疑いのないものだけが許容される。しかし、それにも拘わらず、免田事件をはじめとする再審無罪事件及び多くの無罪事件では、被告人が捜査段階で虚偽の自白を行ったことが明らかになった。鯨越益弘「自白・自供」特集〔刑事システムのキ・ワ・ド〕『法学セミナー』36 巻 7 号（1991 年 7 月、35 頁）。中国では、自白の「任意性」についての規定がなく、供述が真実と認められれば、被告人を有罪と認定し、刑罰を科することができるので、冤罪の発生は跡を絶たない。
- 31) 違法捜査について、中国公安省の統計によると、単に 1997 年 1 月から 6 月までの半年間に、公安機関の拷問による被疑者死亡事件は 14 件であり、拷問に関わった捜査官は 26 人であった（陳光中編『刑事訴訟法実施問題研究』、中国法制出版社、2000 年、135 頁）。
- 32) 日本では、検察官、検察事務官又は司法警察職員が犯罪捜査にあたって必要があると認めるときは、被疑者以外の者の出頭を求めこれを取り調べることができる（日本刑訴法 223 条）。但し、被疑者以外の者の出頭を求めこれを取り調べるときには、裁判官が証人尋問という手続で取り調べることになる。
- 33) 検証・検査を合わせて日本の検証・身体検査に相当する。轟道弘編『日本とアジアの司法手続ハンドブック』（真正書籍、1995 年、67 頁）を参照。
- 34) なお、精神病の鑑定を行う期間は、捜査、起訴審査、裁判の執行が停止される（改正刑訴法 122 条）。
- 35) 指名手配状を発付する権限は公安機関のみである。検察機関は指名手配の決定を行うことができるが、発付・執行について公安機関に依頼して行うことになる。「公安機関は、管轄区域内において指名手配状を発付することができるが、管轄区域外においては、決定権をも持つ上級機関に報告して発付を請求しなければならない」（改正刑訴法 123 条 2 項）。すべての国民は、現行犯及び準現行犯、指名手配中の者、脱獄した者、現に追跡されている者を直ちに捕まえて、公安機関、検察機関、人民法院に引き渡して処理させることができる（改正刑訴法 63 条）。
- 36) 「勾留又は逮捕を執行するにあたって、緊急な場合には、捜索状がなくても捜索を行うことができる（改正刑訴法 111 条 2 項）。
- 37) 曹盛林「刑事訴訟における捜査」国谷知史・田中信行訳『中華人民共和国刑事訴訟法講話』（中国研究所、1980 年、81 頁）を参照。
- 38) 中国の公安機関には、捜査部門と予審部門とがあって、任務を分担している。予備審査部門は、人民検察院へ事件を送致するに先立つ予備的な審査をする。松尾浩也「中国の刑事訴訟法について」（有斐閣、『ジュリスト』1109 号、49 頁）。なお、『予審工作規則』5 条（1979 年 8 月 20 日）を参照。
- 39) 注意すべきことは、改正刑訴法は、不当な不立件・不起訴に対する監督手続を設けられているが、立件取り消しに対する監督手続は設けられていない。
- 40) 人民検察院が自ら捜査した事件について、改正刑訴法 131 条以下を参照。
- 41) 人民検察院は刑事事件について四つの職務を行っている。即ち、特定の刑事事件の捜査を行う捜査機関の役割（改正刑訴法 18 条 2 項）、刑事捜査の監督責任（公安機関が捜査した事件について審査を行い、勾留の承認、起訴、不起訴、補充捜査などについて「決定」する権限を持つ）、公判において証拠を提出し、求刑及び裁判手続が適法に行なわれるかどうかの監督（人民検察院組織法 15 条）、刑の執行の監督である。他にも、看守所、監獄、労働矯正機関などの活動が適法かどうかについて監督責任を負っている。人民検察院は、国家を代表して被疑者を起訴する公訴機関であるばかりでなく、同時に訴訟過程における捜査・裁判活動が合法的に行われているか否かを監督する法律の監督機関でもあるため（改正刑訴法第 8 条）人民検察院が独立して権限を行使する（改正刑訴法 5 条）。そのため、人民検察院は「当事者」から外され（改正刑訴法 82 条 2 項）、「当事者」の訴訟上の合法的権利を保護する義務があるとされている。
- 42) 日本では、国家訴追主義を採っている（日本刑訴法 247 条）。公訴は検察官が独占しているので、訴追官たる検察官を「公正な判断者」と見なすことは問題となる。そのため、当事者の対質権を認めるなど、ほぼ公判に近い予審制度を採っているフランス法制を参考にすべきだという主張がある。鯨越益弘「捜査構造論について」（『法学セミナー』第 28 巻 7 号 1984 年、133 頁）を参照。
- 43) 審査の範囲は次のようである。犯罪の事実や情状の明白性、証拠の確実性・十分性、罪名の正当性、余罪及び共犯の有無に遺漏がないかどうか、刑事責任を追及すべきでない例外に該当しないかどうか、附帯民事訴訟があるかどうか、捜査活動は適法であったかどうか、である（改正刑訴法 137 条）。
- 44) 旧刑訴法では、人民検察院は、捜査した事件について、公訴の提起・補充捜査の他、起訴免除（中国語「免予起訴」）の決定を下すことができる（旧刑訴法 93 条、95 条、97 条、101 条）。起訴免除は、

刑法の規定に準じて刑を科す必要がないかまたは刑を免除すべきものについて、起訴前に人民検察院が行う処分である。旧刑法の刑法総則は、刑の免除事由として義務的なものと任意的なものを10カ条が定めている。人民検察院は、刑の免除事由に該当しないものについては起訴免除処分をなしえない（旧刑法101条以下）。即ち、起訴免除は、起訴審査段階で有罪と認めるが、起訴せず刑を免除する有罪決定の性格を持っている。起訴免除の決定は裁判機関の判決と同等な法的効力を有するため、その問題点が指摘されてきた。起訴免除について賛否の両論があったが、改正刑法は起訴免除の廃止に踏み切っている。改正刑法は、起訴免除の廃止を変わりに、次のように不起訴の範囲を拡大した。即ち、絶対的不起訴（改正刑法15条、142条1項） 相対的不起訴（法142条2項） 疑義による不起訴（法140条2項、4項）である。浅井敦「中国刑事法の変遷と展望」（『ジュリスト』第919号、1988年10月、51頁）。

- 45) 事実の解明は公安機関・人民検察院に課せられる重要な課題であるから、人民検察院は、公安機関の捜査に不十分な点があると認めるときは、公安機関に差戻して補充捜査をさせ、或いは自ら捜査を行うことが明文で規定されているので、被疑者の身柄拘束を長期化することとなった。
- 46) 日本では、不当な不訴追をチェックして公正な裁判を期する為、三つの制度が設けられていた。告訴人、告発人又は請求人への告知である（日本刑法260条、261条）。 検察審査会という制度である。検察審査会の制度はアメリカの大陪審を参考にしたもので、検察官が不起訴にした事件について、その適否を審査するものである。しかし、アメリカの大陪審制度は、起訴するかどうかを決める陪審であり、その決定は法的効力を持っているのに対し、検察審査会制度は、検察官が不起訴にした事件に対する審査を行うことだけであり、その決定は法的効力を持っていない。鯉越益弘「検察審査会の機能」（『ジュリスト』別冊 刑事訴訟法の争点[第二版]、1991年、118頁以下参照）。 準起訴手続である（日本刑法262条）。準起訴手続は、日本刑法193条から196条までのいわゆる公務員の職権乱用罪などの場合には、検察側が公訴を提起しなくても、被害者が直接裁判所に請求して裁判を起すことができるという制度である。この手続は国家訴追主義・起訴独占主義の例外である。鯉越益弘「準起訴手続と私人訴追主義 職権濫用の有効な統制のための一試論」（『自由と正義』43巻7号、12頁以下参照）。
- 47) 旧刑法は、犯罪の被害者は「訴訟参加人」と認めたが、手続については実質の権限を与えていない。改正刑法は、被害者の権利保障強化の観点から、被害者の訴訟代理人の選任権が認められるようになった。即ち、公安機関の起訴請求を受けた検察機関は、被疑者に弁護士選任権の告知と同時に、被害者に訴訟代理人選任権の告知もしなければならない。被害者の訴訟代理人は刑事手続に関与することができ、検察機関にも起訴審査に際して、被害者及び被害者の訴訟代理人の意見を聞かなければならない。
- 48) 「労働矯正」（中国語「労働教養」）制度は、刑法上の犯罪に及ばないものの、軽微な違法行為を繰り返す者を、強制的に労働施設に収容して、労働させる処分である。「労働矯正」処分は「行政処分」であって、身柄拘束期間は1年から3年までであり、最長の場合、4年まで延長できるのである。この制度は裁判をよらずに、非犯罪者に対して犯罪者よりも遥かに重い処分が行われているので、廃止すべきとの主張がある。王弢強「談労働教養制度的存廢」（『法学雑誌』、1997年第4期、32頁参照。なお、日本語文献として、小口彦太・木間正道・田中信行・國谷知史『中国法入門』（三省堂、1991年、134頁）。鈴木敬夫「不寛容としての労働矯正 杜鋼建（Du, Gang Jian）の中国「労働矯正制度」廃止論」（『札幌学院法学』第18巻第1号、札幌学院大学法学会、2001年9月、1頁以下参照）。
- 49) 自訴事件の場合には、被告人はいつでも弁護人を選任することができる（改正刑法33条1項後段）。「人民法院は自訴事件を受理した日から三日以内に、弁護人を依頼する権利を被告人に告知しなければならない」（改正刑法33条2項後段）となっている。
- 50) 被疑者の弁護について、拙著「中国改正刑事訴訟法における被疑者の弁護制度」（『現代社会文化研究』第23号、新潟大学大学院現代社会文化研究科、2000年3月、71頁以下）を参照。
- 51) 中国では、1994年5月に国家賠償法が成立し（95年1月より施行）、違法捜査の被害者は、同法15条1項により、賠償を受ける権利を有する。例えば、違法な拘留を行った場合、既に刑の一部執行を終えた後で無罪判決が出された場合にも、同法による賠償請求権が発生する。谷口・前掲注（9）51頁参照。
- 52) 中国公判前手続の問題点について、陳瑞華『刑事訴訟的前沿問題』（中国人民大学出版社、2000年、274頁以下参照）。

主指導教員（鯉越益弘教授）、副指導教員（國谷知史教授・山下威士教授）